

熊谷市めぬま縁結びキャラクター「えんむちちゃん」使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市めぬま縁結びキャラクター「えんむちちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人も次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターを使用することができる

- (1) くまがや市商工会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、商工会長がキャラクターの使用について不相当と認めるとき。

(使用承認申請等)

第3条 営利を目的としてキャラクターを使用する場合には、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 キャラクターの立体物を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認を受けなければならない。

3 商工会長は、第1項の申請についてその内容が前条の規定に照らし相当と認めるときは、キャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)を交付するものとし、相当でないと認めるときは、キャラクター使用(変更)不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合は、完成物件の提出を省略することができる。
- (2) 使用するデザインは、熊谷市めぬま縁結びキャラクター「えんむちちゃん」デザイン集(以下「デザイン集」という。)に定められたものとする。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。ただし、商工会長が認めた場合は、この限りではない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 年度ごとに「キャラクター使用商品等販売状況」（様式第4号）を提出すること。

（承認内容の変更等）

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更申請書（様式第5号）を商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 商工会長は、前項の申請についてその内容が第2条の規定に照らし相当と認めるときは、キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）を交付するものとし、適当でないと認めるときは、キャラクター使用（変更）不承認書（様式第3号）を交付するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利の設定の禁止）

第6条 意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第127号）第5条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第7条 キャラクターを使用している者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、商工会長はその使用の差止め請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、商工会長はその責めを負わない。

（争論等の解決）

第8条 キャラクターの使用に関し、争論又は争訟が招じたときは、使用する者の責務において解決しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月7日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年5月29日から施行する。